

WGにおける所有外資産の資産計上に関する 議論について

令和5年3月3日
総務省自治財政局財務調査課

目次

(総論) 所有外資産の取扱い

所有外資産の現状と課題等 P 2

所有外資産の財務書類上の取扱い (資産計上) P 4

(各論) 実施可能性を踏まえた実務的な検討課題

・ 所有外資産の取扱範囲 P 7

・ 資産計上に向けたスケジュール P 9

・ 固定資産台帳への記載 P 10

・ 過去分の取扱い P 11

・ 土地と工作物の計上 P 11

(まとめ) P 12

関係法令等 P 14

所有外資産の現状と課題等について①

1. 所有外資産の現状

- 統一的な基準における「資産」の定義：

※今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月）から抜粋
過去の事象の結果として、特定の会計主体が支配するものであって、

- ①将来の経済的便益が当該会計主体に流入すると期待される資源、または
- ②当該会計主体の目的に直接もしくは間接的に資する潜在的なサービス提供能力を伴うもの

所有：国
管理：都道府県

所有：国
管理：都道府県
(国から管理権限の一部が移動)

所有：国
管理：都道府県

- 指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川のような、一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産（以下「所有外資産」という。）は、管理主体である各地方団体に所在し、広く住民が経済的便益を享受するものであることから、上記の定義①及び②に該当する。
- しかし、所有権を有しないことから、「支配するもの」に該当しないものと整理しており、統一的な基準の「資産」の定義に該当しないため、資産計上していない。
- 一方、所有外資産の整備に係る費用は、当該所有外資産を管理する団体で支出することを踏まえ、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳への記載及び貸借対照表への財務情報の注記が望ましいとしている。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（統一的な基準による地方公会計マニュアル p.127）

- 21. 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川等については、当該地方公共団体の資産としては計上しないものの、公共施設等のマネジメントの観点から、固定資産台帳に記載し、貸借対照表に財務情報（土地・償却資産別の取得価額等及び減価償却累計額）を注記することが望まれます。また、表示登記が行われていない法定外公共物についても、同様の取扱いとすることが望まれます。

所有外資産の現状と課題等について②

2. 所有外資産に係る課題

○ 所有外資産は、資産計上していない一方で、当該資産の整備に係る費用に地方債を充てた分は負債計上されることから、**資産と負債がアンバランスに計上されている**。そのため、これらの数値を基にした指標が実態とは乖離している可能性がある。

純資産比率（純資産÷資産合計）等

○ また、所有外資産の整備に係る支出は、**支出年度に一括で費用処理しており（※1）、投資的経費として計上されない（※2）**ことで、行政コスト計算書における純行政コスト等や、資金収支計算書における投資活動収支及び業務活動収支の算定にも影響が生じており、これらの数値を基にした指標も実態とは乖離している可能性がある。

貸借対照表

(単位:万円)

科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	1,500	固定負債	800
有形固定資産	1,200	地方債	500
(略)		(略)	
インフラ資産	600	流動負債	400
(略)		(略)	
流動資産	200	負債合計	1,200
(略)		【純資産の部】	
資産合計	1,700	純資産合計	500
		負債及び純資産合計	1,700

行政コスト計算書

(単位:万円)

科目	金額
経常費用	5,000
業務費用	4,000
(略)	
減価償却費	500
移転費用	1,000
補助金等	1,000
経常収益	100
純経常行政コスト	4,900
臨時損失	200
臨時利益	100
純行政コスト	5,000

資金収支計算書

(単位:万円)

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	5,000
補助金等支出	1,000
(略)	
業務活動収支	400
【投資活動収支】	
投資活動支出	700
公共施設等整備費支出	0
(略)	
投資活動収支	△200
【財務活動収支】	
(略)	
財務活動収支	△100
(略)	
本年度末資金残高	200

資産計上されず、負債にのみ計上されており、純資産比率の減少につながっている。

(※1) 所有外資産の取得等に係る支出は補助金等に計上されているが、資産計上されていないため、当然、減価償却に係る費用は減価償却費に計上されておらず、純行政コストに影響している可能性がある。

(※2) 所有外資産の取得等に係る費用は補助金等支出で計上されているが、他のインフラ資産のように、公共施設等整備費支出として計上されていない。

3. 現状・課題を踏まえた論点

○ 所有外資産の財務書類上の取扱いについて、**何らかの形で資産計上すべきか。**

○ 仮に資産計上するならば、実施可能性の観点から、**実務上の取扱いをどのようにすべきか。**

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について①

1. 所有外資産の資産計上について

所有外資産の定義：

一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産

- 現状、上記のとおり定義する所有外資産については、管理する地方団体が当該資産に係る所有権を有しないことから、統一的な基準の「資産」の定義である「支配するもの」に該当しないと整理し、資産計上していない。
 - しかし、所有外資産は、一定の地方負担を伴って整備されるとともに、各地方団体が一定の管理権限（維持・修繕等の工事の実施等）を有している。
- ⇒ 統一的な基準の「資産」の定義への該当性を改めて検討すべきではないか。

- 企業会計における概念フレームワークにおいては、**資産の定義における「支配」は、必ずしも所有権を有していることを条件とはしていない。**

討議資料 財務会計の概念フレームワーク（2006年12月企業会計基準委員会）

【本文】
〔資産〕

4. 資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう(2)(3)。
- (2) ここでいう支配とは、**所有権の有無にかかわらず、報告主体が経済的資源を利用し、そこから生み出される便益を享受できる状態**をいう。経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢献する便益の源泉をいい、実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含む。経済資源は市場での処分可能性を有する場合もあれば、そうでない場合もある。
- (3) 一般に、繰延費用と呼ばれてきたものでも、将来の便益が得られると期待できるのであれば、それは、資産の定義には必ずしも反していない。その資産計上がもし否定されるとしたら、資産の定義によるのではなく、認識・測定の要件または制約による。

- さらに、地方公会計においても、所有権移転外ファイナンス・リース等の場合において、所有権を有しないものについて資産計上している例がある。

⇒ 統一的な基準の「資産」の定義である「支配するもの」の該当性については、所有権の有無のみではなく、その実態を踏まえて整理すべき。

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について②

- 所有外資産の中でも代表的なものとして、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の実態は以下のとおり。

【一定の地方負担を伴って整備】

	指定区間外の国道	指定区間の一級河川	二級河川
整備に係る費用	国道の新設に係る費用について、国が実施する場合は都道府県が費用の1/3、都道府県が実施する場合は当該都道府県が費用の1/2を負担 (道路法第50条第1項)	原則として管理に係る費用は国が負担 (河川法第59条) しかし、都道府県が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県が負担 (河川法第60条第2項)	管理に係る費用は都道府県が負担 (河川法第59条)

【法令等に基づく管理権限】

	指定区間外の国道	指定区間の一級河川	二級河川
整備に係る計画	道路整備計画の報告 (策定義務はないが、策定した場合、道路法第76条により国への報告義務がある)	河川整備基本方針は 国において策定・変更	河川整備基本方針の策定・変更 (河川法第16条) ※長期的な河川整備の方針として、水系ごとに、河川管理者が全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項を定めるもの
		河川整備計画の策定・変更 (河川法第9条第2項、河川法施行令第2条) ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの	河川整備計画の策定・変更 (河川法第16条の2) ※河川整備基本方針に沿って行う河川の整備に関する事項を定めるもの
維持・修繕	道路の維持・修繕その他の管理 (道路法第13条)	河川工事、河川の維持 (河川法第9条第2項、河川法施行令第2条)	河川工事、河川の維持 (河川法第10条第1項)

所有外資産の財務書類上の取扱い（資産計上）について③

○ 前項で掲げた実態の効果として、所有外資産は、広く住民が経済的便益を享受することができるものとなっている。

⇒ これらの所有外資産の実態を踏まえると、所有権を有してはいないが、**実質的に資産を「支配」している**と整理すべきではないか。



2. 財務書類上の取扱いに係る方向性（まとめ）

○ 統一的な基準の資産の定義である「支配するもの」の該当性については、所有権の有無のみではなく、その実態を踏まえて整理すべき。

○ 所有外資産の中でも代表的なものとして、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の実態について概観したところ、

- ・一定の地方負担を伴い整備されていること
- ・地方団体が法令等に基づき計画立てて維持・修繕等の管理を行うこと
- ・その効果として住民が経済的便益を享受していること

に鑑みれば、所有権がなくとも、**実質的には「支配している」と考えられることから、所有外資産は資産の定義に該当すると改めて解釈することができるため、資産として計上すべきではないか。**

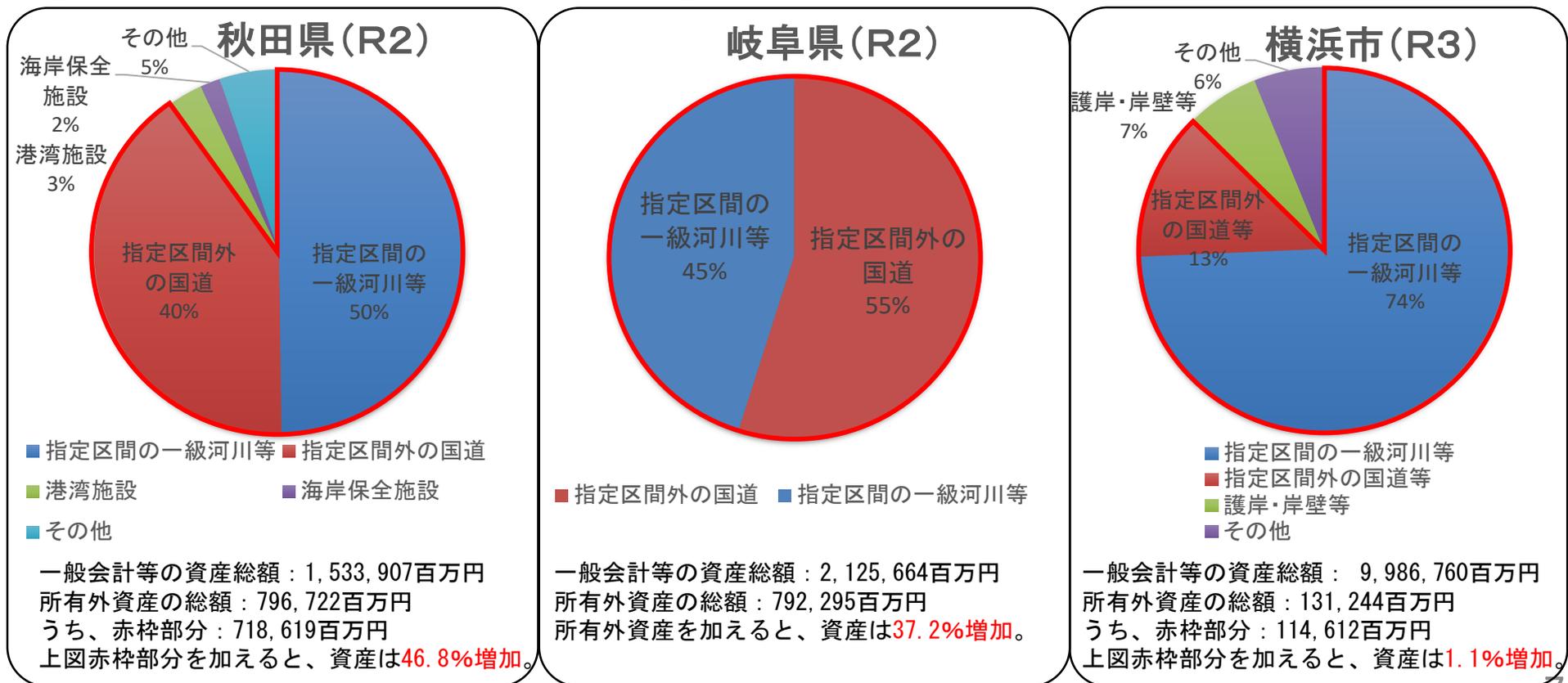
○ 所有外資産が資産の定義に該当する場合、**一般の固定資産との違いは所有権の有無のみ**となるため、所有権移転外ファイナンス・リースなどと同様に、資産計上に当たっては**有形固定資産として計上すべきではないか。**

実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について①

1. 所有外資産の取扱範囲

- 所有外資産の定義に照らすと、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川の他にも該当しうるものがあるが、**管理権限のない、又は整備に係る費用を負担していない資産は所有外資産に該当しない（＝資産計上の対象とならない）。**
- 上記を考慮すると、治山施設、海岸等が所有外資産に該当しうるが、資産計上に当たっては、**該当資産の価額等の精査・把握に係る実務負担**が生じ、該当しうる資産の網羅的把握は**実施可能性を損なうおそれがある。**
さらに、所有外資産の種類によっては、**財務書類・指標に対する影響度が小さい場合**もありうる。

【資産総額に対する所有外資産の割合サンプル】



実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について②

- 企業会計においては、**重要性の乏しいものについては簡便な会計処理による**ことも認められており、地方公会計においても同様の原則が掲げられている。地方団体の実施可能性を考慮しつつ、一方で財務書類・指標への影響度を考慮し実態に近づけるとする観点では、**重要性の原則により優先順位を付ける**ことが考えられる。

企業会計原則注解

【注1】重要性の原則の適用について

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、**重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められる。**（以下略）

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p. 7

IV 財務書類の質的特性

6 重要性の原則

- 36. 重要性の原則とは、**企業会計の場合と同様**、財務情報に省略または誤表示があれば情報利用者の意思決定に影響を及ぼすが、**どの程度の省略または誤表示ならば許容し得るか**を意味し、**財務書類に情報を盛り込むべきか否か**という点等が考慮されるべきである。

⇒ 財務書類・指標に対する影響度や地方団体の実施可能性を考慮し、重要性の原則を適用し、**当該団体の資産総額に対する割合が大きいと考えられる、指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を優先して計上すべき**ではないか。

※ なお、都道府県が特に多くの指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を管理しており、特に財務書類・指標に対する影響が大きいと考えられる。

⇒ ただし、**それ以外の所有外資産についても、財務書類・指標に対する影響に応じて（※）資産計上する**（例えば、当該団体の資産総額に対して所有外資産が一定の割合を占めるのであれば計上対象とする）**ことを妨げない扱いとすべき**ではないか。

（※）財務書類・指標への影響度の基準を具体的な数字で示し、当該基準を上回る影響度であれば計上するという方法も考えられる。

例：資産総額に対し、ある種類の所有外資産の額が占める割合が〇%以上であれば資産計上する。

実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について③

2. 資産計上に向けたスケジュール

- 所有外資産を資産計上するに当たっては、管理する所有外資産の有無や価額の把握に係る実務負担を軽減するため、一定の整備期間が必要と考えられる。
- 統一的な基準が作られた際には、地方団体に対し財務書類の作成を要請するに当たって、固定資産台帳の整備期間として1～2年を想定していた。

今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書（平成26年4月） p.31

V 整備手順等の実務

1 整備手順・整備期間

286. 固定資産台帳の整備期間については、1～2年間以内を目安としているが、これは、①庁内の整備体制について、組織改正等によって体制整備を行う場合には、相応の期間が必要となる場合があること、②団体の規模、資産の量によっては、関連部署合同の計画・準備や資産の棚卸に時間を要する場合もあると考えられること等から幅を持たせている。

- 今回も資産の棚卸等に相応の時間が必要になることが想定される一方、あまり長い整備期間を設けても価額や数量等が変わることも考えられる。

⇒ マニュアルの改正等、実務的取扱いが具体的に定まった年度の次の年度を始期として1～2年間の整備期間を設けることとしてはいかがか。（ただし、早期適用を望む地方団体については、それを妨げるものではない。）

※ 2年間の整備期間の場合のイメージ



実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について④

3. 固定資産台帳への記載

- 所有外資産を資産計上する場合、固定資産台帳に当該資産を記載するかが問題となる。
- 地方団体が所有する全ての財産は固定資産台帳に記載することとされている。

資産評価及び固定資産台帳整備の手引き（統一的な基準による地方公会計マニュアル p.125）

Ⅱ 固定資産台帳の整備目的

2. 固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、**所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）**について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものです。（中略）
4. 固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。（以下略）

- また、**所有権がない資産（ファイナンス・リース取引により取得した、あるいは、PFI等の手法により整備した所有権がない資産）**についても、**固定資産台帳にその価額を記載すること**となっている。

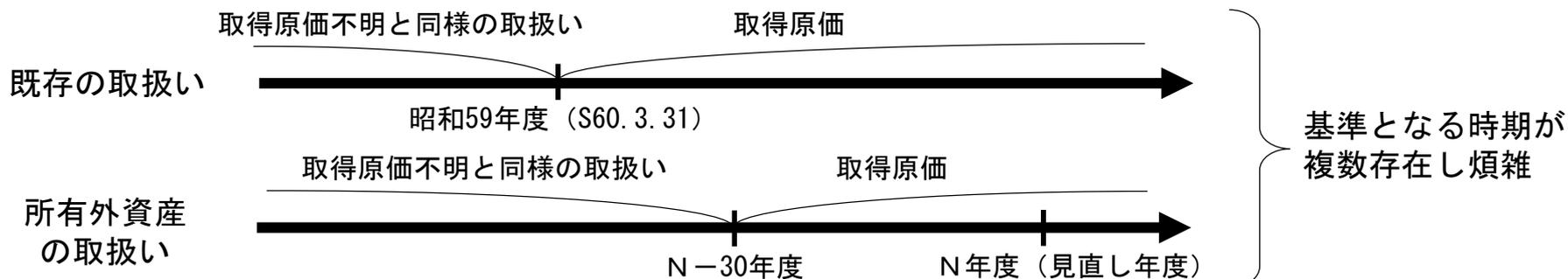
⇒ 所有外資産は、現状でも固定資産台帳に記載することが望ましいとされており、さらに、当該団体が支配する資産として資産計上することも踏まえると、他の所有権がない資産と同様、**固定資産台帳に記載すべき**ではないか。

実施可能性を踏まえた実務的な検討課題について⑤

4. 過去分の取扱い

- 統一的な基準においては、物品以外の有形固定資産について、取得原価の判明状況や、地方債の償還年限が最大30年であることを考慮し、平成26年当時から遡って30年前の**昭和59年度以前に取得したものは取得原価不明と同様の取扱い**としている。
- 所有外資産の取扱いについても同様に、見直し年度から30年前まで遡及して計上することも考えられるが、上記取扱いと併存し煩雑になるおそれがある。

※仮に見直し年度から30年前まで遡及した場合



⇒ 統一的な基準全体で整合性を取り、所有外資産についても、**昭和60年度以降に取得したものを取得原価で計上し、昭和59年度以前に取得したものは取得原価不明と同様の取扱いとすべき**ではないか。

5. 土地と工作物の計上

- 所有外資産の定義（一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するが、所有権を有していない資産）に照らすと、土地と工作物のいずれも所有外資産に該当しうる。また、現状、所有外資産を注記に記載している都道府県のほとんどが工作物に限らず土地の価額も記載している。
- ※ 令和2年度決算財務書類の注記において、所有外資産（注）について記載している都道府県 15団体
上記のうち、土地の価額を記載している団体 13団体
（注）現行の統一的な基準では、所有外資産の具体的な定義や価額の計上方法が定められていない。

⇒ 一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するという所有外資産の定義に該当するのであれば、**土地と工作物の両方を計上すべき**ではないか。

議論のまとめ（各論点の結論の再掲）

【財務書類上の取扱いについて】

- 所有外資産は、一定の地方負担を伴って整備され、地方団体が法令等に基づき計画立てて維持・修繕等の管理を行い、その効果として住民が経済的便益を享受していることから、**実質的には当該団体が「支配している」と考えられ**、資産の定義に該当すると改めて解釈できるため、**資産として計上してはいかがか。**
- 所有外資産が資産の定義に該当する場合**一般の固定資産との違いは所有権の有無のみ**となるため、所有権移転外ファイナンス・リースなどと同様に、資産計上に当たっては**有形固定資産として計上してはいかがか。**

【取扱い範囲について】

- 財務書類・指標に対する影響度や地方団体の実施可能性を考慮し、重要性の原則を適用し、当該団体の資産総額に対する割合が大きいと考えられる、**指定区間外の国道、指定区間の一級河川・二級河川を優先して計上してはいかがか。**
- **ただし、それ以外の所有外資産についても、財務書類・指標に対する影響に応じて資産計上する（例えば、当該団体の資産総額に対して所有外資産が一定の割合を占めるのであれば計上対象とする）ことを妨げない扱いとしてはいかがか。**

【資産計上に向けたスケジュールについて】

- マニュアルの改正等、**実務的取扱いが具体的に定まった年度の次の年度を始期として1～2年間の整備期間を設けることとしてはいかがか。**（ただし、早期適用を望む地方団体については、それを妨げない。）

【固定資産台帳への記載について】

- 所有外資産は、現状でも固定資産台帳に記載することが望ましいとされており、さらに、当該団体が支配する資産であるため、他の所有権がない資産と同様、**固定資産台帳に記載してはいかがか。**

【過去分の取扱いについて】

- 統一的な基準全体で整合性を取り、所有外資産についても、**昭和60年度以降に取得したものを取得原価で計上し、昭和59年度以前に取得したものは取得原価不明と同様の取扱いとしてはいかがか。**

【土地と工作物の計上について】

- 一定の地方負担を伴って整備され、当該地方団体が法令等に基づく管理権限を有するという所有外資産の要件に該当するのであれば、**土地と工作物の両方を計上してはいかがか。**

【参考】所有外資産の名称について

- 所有外資産を資産計上する場合、「資産」に該当するか否かは所有権の有無で判断しないこととなる。
- そのため、今後新しく地方公会計に携わる地方団体の職員などにとっては、「所有外資産」という名称では理解しにくい可能性があり、名称を変更した方がより実態にも沿い、理解に資するとも考えられる。（例えば、「所有外管理資産」など）

【WGにおける委員の主な意見】

- ・ 所有外資産という名称と具体例が、既に自治体職員の中で認識されているのであれば、今の名称のままで良いという印象。一方で、一般的な読み手側の住民や議会にはわかりづらいことが懸念されるため、当該資産が何を指すのかについて注記に記載することで、読み手に説明する対応をセットにしてはどうか。
- ・ 所有外資産という名称は、行政コスト計算書の補助金等の明細でも出てくるため、対象範囲を広く考えている人もいる。例えば、単に補助金を出しただけで、他団体の所有資産を、所有外資産のように取り扱うところもある。そのため、定義を明確にし、ミスリードを防ぐ必要がある。
- ・ 表示科目新設に伴うシステム改修については、科目マスタを追加するだけでなく、BSの自動表示などアウトプットに係る部分にも改修が必要な場合がありうる。様々な選択肢を示して、団体が対応しやすい形にすべき。

【参考】関係法令等①

○道路法（昭和27年法律第180号）

（国道の維持、修繕その他の管理）

第十三条 前条に規定するものを除くほか、**国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法**（昭和二十六年法律第九十七号）**の規定の適用を受ける災害復旧事業**（以下「災害復旧」という。）**その他の管理は、政令で指定する区間**（以下「指定区間」という。）**内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。**

2～6 略

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる**工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合において****は、道路管理者の許可を受けなければならない。**

一～七 略

2～5 略

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 **道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路**（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）**の占有を禁止し、又は制限することができる。**

一～三 略

2～3 略

（国道の管理に関する費用負担の特例等）

第五十条 **国道の新設又は改築に要する費用は、国土交通大臣が当該新設又は改築を行う場合においては国がその三分の二を、都道府県がその三分の一を負担し、都道府県が当該新設又は改築を行う場合においては国及び当該都道府県がそれぞれその二分の一を負担するものとする。**

2～7 略

（報告の提出）

第七十六条 道路管理者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県である場合にあつては国土交通大臣に、市町村である場合にあつては都道府県知事に報告しなければならない。

一 **道路整備計画**

二～五 略

2 略

○道路法改正法（昭和39年法律第163号）

附則

（経過規定）

3 国土交通大臣は、**改正後の法第十二条の規定にかかわらず、当分の間、一般国道**（この法律の施行の際改正前の法の規定による一級国道であつたものを除く。）**の新設又は改築でその行うべきものを、当該新設又は改築に係る一般国道の部分の存する都道府県又は指定市が行うこととすることができる。**この場合においては、道路法第十七条第九項の規定を準用する。

道路法第十二条

国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う。ただし、工事の規模が小であるものその他政令で定める特別の事情により都道府県がその工事を施行することが適当であると認められるものについては、その工事に係る路線の部分の存する都道府県が行う。

【参考】関係法令等②

○河川法（昭和39年法律第167号）

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3・4 略

5 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととすることができる。

6・7 略

（二級河川の管理）

第十条 二級河川の管理は、当該河川の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行なう。

2 二級河川のうち指定都市の区域内に存する部分であつて、当該部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が当該指定都市の長が管理することが適当であると認めて指定する区間の管理は、前項の規定にかかわらず、当該指定都市の長が行う。

3～4 略

○河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（都道府県知事又は指定都市の長による指定区間内の一級河川の管理）

第二条 法第九条第二項の規定により、指定区間内の一級河川について、都道府県知事が行うこととされる管理は、次に掲げるもの以外のものとする。

一 法第十二条第一項の規定により河川の台帳を調製し、これを保管すること。

二 河川整備基本方針を定め、又は変更すること。

三 水利使用で次に掲げるもの（以下「特定水利使用」という。）に関し、法第二十三条、第二十三条の二、第二十四条、第二十六条第一項、第三十四条第一項及び第五十三条の二の規定による権限を行うこと。

イ～ホ 略

四～八 略

2 法第九条第五項の規定により、同項に規定する区間について、指定都市の長が行うこととされる管理は、前項各号に掲げるもの以外のものとする。

3 略

改訂版 逐条解説 河川法解説（河川法研究会 編著） p.57～59 ※河川法第9条、河川法施行令第2条の解説

九 国土交通大臣が自ら行う管理、都道府県知事又は政令指定都市の長が行う管理、地方整備局長又は北海道開発局長に委任される管理は、略述すれば次のとおりである（施行令第二条、第五十三条）。

（中略）

（三）地方整備局長又は北海道開発局長が指定区間以外の区間において行う管理

河川の管理で（一）において述べたもの以外のもの。例示すれば、河川工事、河川の維持又は河川管理施設の操作を行うこと、兼用工作物の工事等の協議を行うこと、附帯工事を施行すること、出願工事の承認を行うこと、特定水利使用に関する処分以外の河川使用に関する処分を行うこと及び原因者工事の施行命令、費用負担命令等を発すること並びに緊急時において公用負担を課すること等である。

（四）都道府県知事又は政令指定都市の長が指定区間において行う管理

河川の管理で（一）及び（二）において述べた以外のもの。例示は（三）において述べたところとほぼ同様である。

【参考】関係法令等③

○河川法（昭和39年法律第167号）

（河川整備基本方針）

第十六条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

2～6 略

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2～7 略

改訂版 逐条解説 河川法解説（河川法研究会 編著）

p.81 ※河川法第16条の解説

（前略）

一（一）河川管理者は、長期的な河川整備の方針（河川整備基本方針）として、水系ごとに、河川管理者が全国的な整備バランスを確保しつつ、水系全体を見渡して定める必要のある事項（基本高水、そのダムと河道への配分、主要地点の計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量等に関する事項）を定めておかなければならない。（以下略）

p.86 ※河川法第16条の2の解説

（前略）

一 河川整備計画は、ダム、堰、堤防等の河川工事、しゅんせつ等の河川の維持の両面にわたり、主要なものに限らず河川整備の計画の全体像が明らかになるように定めるものである。
また、河川整備基本方針に沿って行う河川の整備（河川工事及び河川の維持）に関する事項を定めるものであり、すべての河川について一律に定めることを要するものではなく、河川の整備が河川整備基本方針に沿って計画的に行われることとなる河川の区間について定めるものである。（以下略）

【参考】関係法令等④

○河川法（昭和39年法律第167号）

（河川の管理に要する費用の負担原則）

第五十九条 河川の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、一級河川に係るものにあつては国、二級河川に係るものにあつては当該二級河川の存する都道府県の負担とする。

（一級河川の管理に要する費用の都道府県の負担）

第六十条 略

2 第九条第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた指定区間内の一級河川の管理に要する費用は、当該都道府県知事の統轄する都道府県の負担とする。この場合において、国は、政令で定めるところにより、当該費用のうち、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係る改良工事に要する費用にあつてはその三分の二を、再度災害を防止するために施行する改良工事であつて又は大規模改良工事であつて、堤防の欠壊等の危険な状況に対処するために施行する緊急河川事業に係るもの以外のものに要する費用にあつてはその十分の五・五を、その他の改良工事に要する費用にあつてはその二分の一を負担する。

（国土交通大臣の認可等）

第七十九条 都道府県知事は、第九条第二項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、その管理する二級河川について、第一号又は第四号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得、第二号又は第三号に該当する場合においては、あらかじめ国土交通大臣に協議しなければならない。

- 一 河川整備基本方針又は河川整備計画を定め、又は変更しようとする場合
- 二 河川工事で政令で定めるものを行おうとする場合
- 三～四 略

○河川法施行令（昭和40年政令第14号）

（国土交通大臣の認可）

第四十五条 法第七十九条第一項の一級河川の管理で政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 河川整備計画を定め、又は変更すること。
- 二 次に掲げる施設に係る改良工事
 - イ ダム（基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものを除く。）
 - ロ 地下に設ける河川管理施設で国土交通省令で定めるもの
- 三～六 略